

勸告	説明図表番号
<p>(4) 定期訪問の適正化</p> <p>(定期訪問の実施)</p> <p>保護の実施機関は、生活保護法第28条第1項の規定に基づき、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることとされている。また、局長通知において、訪問の実施に当たっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定の上調査を行うこと（以下「定期訪問」という。）とされている。</p> <p>(定期訪問の目的)</p> <p>定期訪問の目的は、局長通知において、i) 要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映すること、ii) これに基づく自立を助長するための指導を行うこととされている。</p> <p>こうした定期訪問の目的に沿って、被保護世帯に対する適切な保護と自立の促進を的確に行っていくためには、被保護世帯の状態に応じた適時適切な生活状況等の把握と自立に向けた指導が必要であり、このため、被保護世帯の状態に応じた頻度で定期訪問することが必要である。</p> <p>また、こうした目的に鑑みれば、定期訪問は、被保護世帯に対する援助の水準に大きな影響をもたらすものであることから、福祉事務所の如何を問わず、一定水準の取組が求められる。</p> <p>(定期訪問の頻度)</p> <p>定期訪問の実施頻度については、局長通知において、i) 訪問計画に基づく家庭訪問は少なくとも1年に2回以上、ii) 入院入所者等については、少なくとも1年に1回以上訪問することとされている。</p> <p>(訪問計画の策定)</p> <p>訪問計画の策定については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）において、福祉事務所が、被保護世帯の世帯類型や助言指導の必要性等に応じた統一的な訪問基準を作成し、これに基づいて訪問計画を策定することとして差し支えないとされている。</p> <p>今回、調査対象102福祉事務所における定期訪問の実施状況について調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>ア 定期訪問の実績</p>	<p>表3-(4)-①-ア</p> <p>表3-(4)-①-イ</p> <p>表3-(4)-①-ウ</p>

<p>102 福祉事務所における定期訪問の実績（訪問時不在の件数を含む。以下同じ。）をみると、次のとおり、局長通知に示された基準を遵守した取組が必ずしも実施されていない。</p>	
<p>(7) 福祉事務所ごとの定期訪問の実績</p>	
<p>定期訪問の実績については、被保護世帯1世帯当たりの年間平均訪問の実績（平成24年度）が、年に4回以上6回未満のものが33事務所、6回以上のものが8事務所あるなど、局長通知における「少なくとも1年に2回以上」との基準の2倍以上の回数で定期訪問を行っている事務所がある一方、この基準を下回るものが4事務所ある。このうち3事務所においては、過去3年間（平成22年度から24年度までの間）を通じ訪問実績が年2回を下回るものとなっている。</p>	<p>表3-(4)-②-ア</p>
<p>これら訪問実績が低調な3事務所については、訪問計画において、年1回訪問のケースに分類される被保護世帯を除いた他の被保護世帯が全て年2回訪問ケースであると仮定して訪問回数を計算したとしても、訪問実績は、これを下回る結果となっており、局長通知における「少なくとも年2回以上、入院入所者等は年1回以上」とする基準を遵守した取組が行われていない。</p>	<p>表3-(4)-②-イ</p>
<p>(イ) 被保護世帯ごと定期訪問の実態</p>	
<p>平成24年度に発覚した不正受給事案から抽出した1,144件（注）により定期訪問の実施状況をみると、ケースワーカーが業務多忙であったこと、厚生労働省が認めていないにもかかわらず、被保護者が福祉事務所に来た際に面接したことをもって定期訪問の代替としたことなどを理由として、</p>	<p>表3-(4)-③</p>
<p>i) 局長通知において、少なくとも年1回以上とされているが、不正受給期間において1年を通じ一度も訪問した実績がない期間がある事案が34件（3.0%）、さらに、訪問したものの不在等により1年を通じ一度も面接していない事案が25件（2.2%）、</p> <p>ii) 入院入所者等でないにもかかわらず、不正受給期間において年1回しか訪問していない期間がある事案が82件（7.2%）、さらに、年2回以上訪問したものの不在等により1回しか面接していない事案が51件（4.5%）</p>	
<p>みられる。</p>	
<p>（注）各福祉事務所において、不正受給事案から「課税調査による発見」であるものを除いた事案から任意に抽出したものである。</p>	
<p>イ 訪問計画の策定状況及び達成状況</p>	
<p>102 福祉事務所における訪問計画の策定状況及び達成状況をみると、次のとおり、福祉事務所ごとの訪問計画水準に相違がみられ、</p>	

<p>また、計画の意義が乏しいものとなっている状況である。</p> <p>(7) 定期訪問の計画水準</p> <p>102 福祉事務所では、1 事務所を除き、いずれも統一的な訪問基準を作成し、それを個々の被保護世帯に当てはめて、年間計画を立てている。</p> <p>その計画の内容についてみると、課長通知においても、被保護世帯に応じた訪問の基準及び訪問計画の設定水準等に関し特段の提示もなされていないことから、福祉事務所によって、i) 訪問計画における訪問頻度区分の数の相違（4 区分～6 区分）、ii) 方法の相違（「月 1 回以上」等の区分の設定の有無、世帯類型別区分の有無）、iii) 内容の相違（訪問頻度区分の該当世帯等）がみられ、世帯の状態が同じ被保護世帯であっても、福祉事務所によって訪問計画水準が異なる状況になっている。</p> <p>(イ) 訪問計画の達成率</p> <p>102 福祉事務所の定期訪問における計画の達成状況についてみると、次のとおり、訪問計画と実績との間に乖離が生じている事務所がある。</p> <p>また、この中には、訪問計画や定期訪問の実施方法について特段の見直しが行われていないため、複数年にわたり継続的な乖離が生じている事務所があり、これらの事務所における訪問計画は、計画としての機能を実質的に失っている。</p> <p>a 福祉事務所ごとの達成率</p> <p>平成 24 年度における 102 福祉事務所それぞれの訪問計画の達成率（訪問計画に定めた訪問回数に占める実際に訪問した回数の割合）についてみると、達成率が 120%以上 150%未満のものが 15 事務所、150%以上のものが 4 事務所あり、これら 19 事務所のうち、6 事務所においては、22 年度から 24 年度までの間を通じ、達成率が 120%を超えている。</p> <p>他方、達成率が 50%未満のものが 1 事務所、50%以上 70%未満のものが 5 事務所、70%以上 80%未満が 5 事務所あり、これら 11 事務所のうち、6 事務所においては、平成 22 年度から 24 年度までの 3 年間を通じ、達成率が 80%未満となっている。</p> <p>b 訪問計画と実績との乖離の原因・理由等</p> <p>(a) 定期訪問の計画水準</p> <p>世帯類型別の構成比が標準的（各世帯類型の構成比が全国平均と 5 ポイント以内の差）である 26 福祉事務所について、被保護世帯 1 世帯当たりの訪問計画回数をみると、2.1 回のものから 5.8 回のものまであり、福祉事務所によって計画水準に差</p>	<p>表 3 - (4) - ④ - ア、イ</p> <p>表 3 - (4) - ⑤</p> <p>表 3 - (4) - ⑥ - ア</p>
---	--

<p>異がある。</p> <p>(b) 定期訪問への取組状況</p> <p>現業員1人当たり平均担当世帯数が標準的(75世帯以上85世帯未満)で、被保護世帯1世帯当たりの訪問計画回数が2.8回～3.2回である福祉事務所5事務所について、計画の達成率をみると、最小で81.9%、最大で118.2%となっており、福祉事務所による定期訪問への取組が区々となっている状況にある。</p> <p>(c) 訪問計画と実績との乖離の原因・理由</p> <p>102福祉事務所の中には、訪問計画と実績の乖離(訪問計画の未達成)の原因・理由について、定期訪問の目的や重要性が必ずしも十分に理解されていないこともあって、i) 現業員等の業務が多忙で対応し切れないこと、ii) 被保護者が保護費の受理、関係資料の提出等のため福祉事務所に来所した際に面接を行ったり、電話確認により対応したりしたことをもって定期訪問を省略する場合があることを挙げる事務所がある。</p>	<p>表3-(4)-⑥-イ</p> <p>表3-(4)-③ (再掲)</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、定期訪問の適正な実施を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 保護の実施機関に対し、福祉事務所における定期訪問の目的及び重要性についての周知徹底並びに局長通知に定められた基準(少なくとも年2回以上の家庭訪問等)の遵守について指導すること。</p> <p>② 各福祉事務所の被保護世帯に対する同一水準のサポートを可能とし、また、計画に基づく訪問という定期訪問の枠組みが機能するよう、被保護世帯の状態に応じた定期訪問の訪問基準の考え方等を保護の実施機関に対し示すとともに、これに沿った訪問計画の策定及び運用について指導すること。</p> <p>③ ①及び②において保護の実施機関に対して指導した事項について、その履行を確保するため、監査時において、福祉事務所における平均訪問回数の実績が年2回を下回る事務所、あるいは、訪問計画件数と実績に乖離がある事務所等を中心に、定期訪問の計画の策定状況及び実施状況を確認し、必要な指導を行うこと。また、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること。</p>	

表 3 - (4) - ① - ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）抜粋

<p>(調査及び検診)</p> <p>第二十八条 <u>保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。</u></p> <p>2～4 (略)</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 3 - (4) - ① - イ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知）抜粋

<p>第 12 訪問調査等</p> <p>1 訪問調査</p> <p><u>要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。</u>訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定のうえ行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこと。</p> <p>(1) 申請時等の訪問</p> <p>(略)</p> <p>(2) 訪問計画に基づく訪問</p> <p>訪問計画は、次に掲げる頻度に留意し策定すること。</p> <p>ア 家庭訪問</p> <p><u>少なくとも 1 年に 2 回以上訪問すること。</u></p> <p>ただし、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)を利用しており、施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている世帯については、入院入所者と同様に 1 年に 1 回以上訪問することとして差しつかえない。</p> <p>また、被保護者本人からの(平成 17 年 3 月 31 日付け社発第 0331003 号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を 3 回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。</p> <p>イ 入院入所者訪問</p>

(ア) 入院している患者については、少なくとも1年に1回以上、本人及び担当主治医等に面接して、その病状等を確認すること。

(イ) 生活扶助を目的とする施設若しくは介護施設に入所している者又は保護施設通所事業を利用している者については、1年に1回以上訪問すること。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表3-(4)-①-ウ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）
抜粋

第12 調査及び援助方針

問1 実施機関において、被保護世帯の世帯類型や助言指導の必要性等に応じた統一的な訪問基準を作成し、それに基づいて訪問計画を策定することとして差しつかえないか。

答 訪問調査については、①生活状況の把握、②保護の要否及び程度の確認、③自立助長のための助言指導などを目的として実施することが考えられるところであるが、これらの訪問目的を達成するために考慮された訪問基準であれば、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、上記の訪問基準の設定を行った場合であっても、被保護者の個々の状況に応じて、適宜、必要な訪問調査の実施に留意されたい。

(注) 下線は当省が付した。

表3-(4)-②-ア 福祉事務所ごとの被保護1世帯当たり年間平均訪問実績

単位：事務所

被保護世帯1世帯当たり 年間平均訪問回数	平成22年度	23年度	24年度
1回未満	1	1	0
1回以上2回未満	7	6	4
2回以上4回未満	60	66	57
4回以上6回未満	24	20	33
6回以上	8	7	8
合計	100	100	102

- (注) 1 調査対象機関（福祉事務所又は都道府県等）提出資料に基づき当省で作成した。
 2 「被保護世帯1世帯当たり年間平均訪問回数」は、福祉事務所の訪問実績を訪問計画の各区分対象者の合計で除した値である。
 3 調査対象102事務所のうち、平成24年度に設置された事務所が2事務所含まれるため、22年度及び23年度のデータは100事務所分となっている。

表3-1(4)-②-1 平成22～24年度を通じ訪問実績が低調な福祉事務所

福祉事務所名	平成22年度			23年度			24年度							
	訪問実績 (a1)	被保護世帯 数(b1)	被保護世帯 1世帯当たり 年間平均 訪問回数 (a1/b1)	訪問実績 (a2)	被保護世帯 数(b2)	被保護世帯 1世帯当たり 年間平均 訪問回数 (a2/b2)	訪問実績 (a3)	被保護世帯 数(b3)	被保護世帯 1世帯当たり 年間平均 訪問回数 (a3/b3)	訪問計画 上、年1回 訪問区分の ケース数 (c)	その他の訪 問頻度区分 のケース数 (d)=(b3)- (c)	(d)が全て 年2回訪問 区分ケース とした場合 の訪問回数 (e)=(d)×2	(f) =(c)+(e)	(a3)-(f)
仙台市太白福祉事務所	3,383	2,298	1.4	3,646	2,563	1.4	4,014	2,655	1.5	104	2,551	5,102	5,206	▲ 1,192
寝屋川市福祉事務所	7,972	4,017	1.9	7,096	4,551	1.5	8,482	4,772	1.7	166	4,606	9,212	9,378	▲ 896
守山市福祉事務所	259	134	1.9	259	134	1.9	250	134	1.8	9	125	250	259	▲ 9

(注) 1 調査対象機関(福祉事務所又は都道府県等)提出資料に基づき当省で作成した。

2 「被保護世帯数」(b1～b3)は、各年度4月1日現在の訪問基準の各区分の合計数である。

3 「被保護世帯1世帯当たり年間平均訪問回数」は、福祉事務所の訪問実績を被保護世帯数(訪問計画の各区分対象者の合計)で除し、小数点第2位以下を切り捨てて算出した値である。

表3-4(4)-③ 被保護世帯ごとの定期訪問の実態

ア) 1年を通じ一度も面接していない期間がある事案

計画未達成の理由	福祉事務所数	ケース数 (割合)	訪問計画案件数別内訳														
			年12回	年6回	年4回	年3回	年2回	年1回	不明								
訪問実績なし	業務多忙	5	9 (0.8%)	0	3	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	来所面接により状況を把握	5	9 (0.8%)	1	0	5	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	10	16 (1.4%)	1	3	5	1	2	1	1	1	3	3	3	3	3	3
	小計	20	34 (3.0%)	2	6	14	4	4	1	1	1	3	3	3	3	3	3
訪問したが、不在のため面接実績なし	15	25 (2.2%)	0	4	11	3	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3
合計	35	59 (5.2%)	2	10	25	7	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

イ) 入院・入所者以外で、1年を通じ1回しか面接していない期間がある事案

計画未達成の理由	福祉事務所数	ケース数 (割合)	訪問計画案件数別内訳														
			年12回	年6回	年4回	年3回	年2回	年1回	不明								
訪問実績1回のみ	業務多忙	10	37 (3.2%)	4	7	12	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	来所面接により状況を把握	6	6 (0.5%)	1	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	18	39 (3.4%)	3	5	4	9	10	10	0	0	8	8	8	8	8	8
	小計	34	82 (7.2%)	8	13	17	22	14	14	0	0	8	8	8	8	8	8
2回以上訪問したが、不在のため面接実績1回のみ	20	51 (4.5%)	6	8	14	11	8	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	54	133 (11.6%)	14	21	31	33	22	0	0	10	10	10	10	10	10	10	10

(注) 1 調査対象機関（福祉事務所又は都道府県等）提出資料に基づき当省で作成した。

2 本表の対象事案は、以下により抽出したものである。

ア) 1年を通じ一度も面接していない期間がある事案

① 調査対象102福祉事務所において、監査実施結果報告書によって報告されている平成24年度不正受給事案の中から、発見の契機が「課税調査による発見」のものを除き、任意に抽出（1,144件）

② ①のうち、訪問実績が0回の事案を抽出

イ) 1年を通じ1回しか面接していない期間がある事案

① ア) ①に同じ

② ①のうち、訪問計画が年1回で被保護世帯主が入院・入所中と考えられるものを除き、訪問実績が1回のものも抽出

3 ケース数欄の（ ）内は、上述の抽出事案1,144件に占める割合を示す。

4 訪問計画件数の内訳の合計は、ケース数と一致しない場合がある。

表 3 - (4) - ④ - ア 訪問基準の水準の差異

訪問基準が区々となっている例	該当訪問基準
ア 定期訪問の頻度が最も高い「月 1 回以上」の区分が設定されていないなど被保護世帯の状態に応じた定期訪問の頻度区分の設定が区々となっており、4 区分のものから 6 区分のものまである例	
i) 訪問頻度区分が 4 区分となっているもの うち、「月 1 回以上」区分を設定していないもの	①、②、⑥ ①
ii) 訪問頻度区分が 5 区分となっているもの	④
iii) 訪問頻度区分が 6 区分となっているもの	③、⑤
イ 世帯類型に対応した区分を設定しているものと設定していないものがある。	
i) 世帯類型に対応した区分設定となっているもの	①、②、③
ii) 世帯類型に対応した区分設定となっていないもの	④、⑤、⑥
ウ 被保護世帯の状態は同じでも、異なった区分設定がされているもの	
i) 常に病状把握が必要な世帯の区分が異なる者 「月 1 回以上」に区分	②
「2 か月に 1 回以上」に区分	③
ii) 稼働年齢層の年齢定義が異なるもの	
18～64歳と定義	⑤
15～59歳と定義	⑥
iii) 増収指導を必要とするケースの区分が異なるもの	
「月 1 回以上」に区分	④
「3 か月に 1 回以上」に区分	②

(注) 1 調査対象102福祉事務所の提出資料に基づき当省で作成した。

2 「該当訪問基準」の①～⑥の区分は、図表 3 - (4) - ④ - イによる。

表 3 - (4) - ⑤ 福祉事務所ごとの訪問計画達成率

単位：事務所

訪問計画達成率	平成22年度	23年度	24年度
80%未満 (うち、22年度から連続して80%未 満の事務所)	23 (-)	17 (14)	11 (6)
┌50%未満	6	3	1
┌50%以上70%未満	7	8	5
┌70%以上80%未満	10	6	5
80%以上100%未満	35	33	34
100%以上120%未満	27	35	38
120%以上 (うち、22年度から連続して120% 以上の事務所)	15 (-)	15 (8)	19 (6)
┌120%以上150%未満	11	10	15
┌150%以上	4	5	4
合計	100	100	102

- (注) 1 調査対象機関（福祉事務所又は都道府県等）提出資料に基づき当省で作成した。
 2 「訪問計画達成率」は、訪問計画に定めた訪問回数に占める実際に訪問した回数（被保護世帯が不在であった場合を含む。）の割合を示す。
 3 調査対象102事務所のうち、平成24年度に設置された事務所が2事務所含まれるため、22年度及び23年度のデータは100事務所分となっている。

表3- (4) - ⑥ - ア 被保護世帯類型の構成比がほぼ同一水準の事務所
 における訪問計画回数（平成24年度）

被保護世帯1世帯当たり年間平均訪問計画回数	福祉事務所数
2.0回以上3.0回未満（最小値：2.1回）	6
3.0回以上4.0回未満	15
4.0回以上5.0回未満	2
5.0回以上6.0回未満（最大値：5.8回）	3
合計	26

- （注）1 調査対象機関（福祉事務所又は都道府県等）提出資料に基づき当省で作成した。
- 2 本表は、調査対象102福祉事務所のうち、管内被保護世帯の世帯類型別構成比が、全国平均値（高齢者世帯42.6%、母子世帯7.6%、障害者・傷病者世帯32.8%、その他の世帯17.0%（厚生労働省「福祉行政報告例」（23年度）による。））と5ポイント以内の差となっている福祉事務所について作成している。
- 3 「被保護世帯1世帯当たり年間平均訪問計画回数」は、訪問計画回数を被保護世帯数（訪問計画の各区分対象者の合計）で除した値である。

表 3 - (4) - ⑥ - イ 訪問計画水準及び現業員体制がほぼ同一水準の福祉事務所
 における訪問計画達成率（平成24年度）

被保護世帯 1 世帯 当たり年間平均 訪問計画 回数 現業員 1 人 当たり平均担当世帯数	2.8	2.9	3.0	3.1	3.2
75					
76					
77	82.3%				
78					
79					
80					96.3%
81				91.7%	
82					
83	118.2%	81.9%			
84					
85					

- (注) 1 調査対象機関（福祉事務所又は都道府県等）提出資料に基づき当省で作成した。
- 2 本表は、調査対象102事務所のうち、①現業員 1 人当たり平均担当世帯数が 75世帯以上85世帯未満かつ②被保護世帯 1 世帯当たり訪問計画回数が2.8～3.2回とほぼ同一水準である 5 福祉事務所について作成している。
- 3 「被保護世帯 1 世帯当たり年間平均訪問計画回数」は、平成24年度の訪問計画回数を被保護世帯数（訪問計画の各訪問区分対象者の合計）で除した値である。
- 4 「現業員 1 人当たり平均担当世帯数」は、被保護世帯数を現業員数で除した値である。
- 5 訪問計画達成率は、平成24年度の訪問実績（訪問計画に定めた訪問回数に占める実際に訪問した回数の割合）を訪問計画回数で除した値である。